

新潟市公民館の貸館の可否に関する基準

平成20年4月1日制定

平成28年4月1日改正

新潟市の公民館は、社会教育法の規定を遵守し、公民館を適切に市民の利用に供するために、下記の基準を定める。

1 利用対象について

公民館を利用することができる対象は、下記の要件を満たす団体とする。個人での利用はできない。

(1) 誰でも入会することができる自主的運営団体であり、会員の過半数が新潟市在住または在勤、在学で、5人以上で構成する団体であること。

(2) 原則として規約または会則等を有すること。

ただし、公民館利用にふさわしいと公民館長が判断した場合は、この限りでない。

2 利用目的による可否について

公民館の設置目的により下記の利用を目的とする場合は、公民館を利用することはできない。

(1) もっぱら営利を目的とする場合

(2) 宗教活動（布教活動等）を目的とする場合

(3) 政治活動（特定政党や個人への投票の呼びかけ、特定政党への勧誘等）を目的とする場合

(4) その他公民館の活動として、相応しくない目的であると公民館長が判断した場合。

ただし、企業などの営利団体、宗教団体、政党などの政治団体についても、その利用目的が上記(1)～(4)に該当しない旨確認できた場合は、公民館長が利用を許可することができる。

3 利用可能な時間の範囲について

1 団体が 1 か月に利用できる時間は、公民館が定める利用時間区分（公民館条例別表の適用に関する通則の利用時間区分）の数は16までとする。